

5 第4期特定健康診査等実施計画

(1) 目的

本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とする。

(2) 熊本県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町村及び一部事務組合等に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、医療、年金及び福祉の三事業を行っており、令和4年度末現在の所属所数は77。

組合員数は、令和4年度末現在で30,619名（任意継続組合員を除く。以下同じ。）、被扶養者数は23,310名（任意継続組合員及びその被扶養者を含む。以下同じ。）

なお、令和4年度分の国への報告では、特定健康診査の目標実施率90%に対し、88.1%、特定保健指導については、目標実施率45%に対し49.6%となっている。

(3) 特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率に係る目標（基本指針第三の一）

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査 の受診率	組合員	98.0%	98.1%	98.1%	98.2%	98.2%	98.2%
	被扶養者	44.0%	45.0%	45.9%	46.0%	48.0%	50.0%
	計	88.0%	88.5%	88.8%	89.0%	89.5%	90.0%
特定保健指導 の実施率	組合員及び 被扶養者	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	59.0%	60.0%

(4) 特定健康診査の対象者数（基本指針第三の二）

①特定健康診査

被扶養者（任意継続組合員を含む。）

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象者数（人） （推計値）	4,673	4,698	4,734	4,751	4,765	4,761

②特定保健指導

組合員＋被扶養者

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
40歳以上対象者 （人）	25,235	25,862	26,477	27,010	27,537	27,954
保健指導対象者 （人）	4,931	5,053	5,174	5,278	5,381	5,462
実施率（%）	52	54	56	58	59	60
実施者数（人）	2,564	2,729	2,897	3,061	3,175	3,277

(5) 特定健康診査等の実施方法

①実施場所

- ・特定健康診査について

組合員については、所属所が行う労働安全衛生法に基づく職員の健康診断、当組合が実施する人間ドック又は代表医療保険者等を通じて健診委託契約をする実施機関とする。

被扶養者については、代表医療保険者等を通じて健診委託契約をする実施機関、当共済組合が実施する総合健診とする。

- ・特定保健指導について

特定保健指導については、地方公務員共済組合協議会等を通じて委託契約をする実施機関又は当共済組合が契約する実施機関とする。

②実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」第2編第2章に記載されている健診項目（検査項目及び質問項目）とする。

③実施時期

実施時期は通年とする。

④契約形態

- ・特定健康診査

代表医療保険者等を通じて、健診委託契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済を行い、全国での受診が可能となるよう措置する。

- ・特定保健指導

「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」第1編第1章の考え方にに基づきアウトソーシングする。

⑤受診・利用方法

特定健診等対象者に、受診券又は利用券を所属所等を通じて配付する。特定健診等対象者は、受診券又は利用券と組合員証等を健診機関・指導機関に提示し、特定健診等を受ける。特定健診等対象者にかかる窓口負担の額は無料とする。

⑥周知や案内の方法

当共済組合の広報誌等を組合員に配布して周知を図る。

また、被扶養者に対しては、特定健康診査の実施に当たっては受診券を、特定保健指導対象者に対しては、利用券を配付する際、案内を兼ねて周知を図ることとする。

⑦事業者健診等の健診データの受領方法

健診等データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとする。

⑧特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」記載の選定方法に準じて、指導対象選定・階層化して抽出する。

⑨実施に関する年間のスケジュールその他必要な事項

通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行う。

（6）個人情報の保護

①健診・保健指導データの保管方法や管理体制、保管等、外部委託の有無

健診データ等は当共済組合の特定健診等システムに管理保管する。

②記録の管理に関するルール

当共済組合は、熊本縣市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程等を遵守する。当共済組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、

業務によって知りえた情報を外部に漏らさない。

当共済組合のデータ管理者は、事務局長とする。

また、データの利用者は、当共済組合の特定健康診査等に従事する職員に限る。

外部委託に際しては、個人情報の厳重な管理や目的外利用の禁止、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記する。

(7) 特定健康診査等実施計画の公表及び周知（基本指針第三の五）

本計画の公表・周知は、当共済組合広報誌等に掲載し、また、特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発についても同様に当共済組合広報誌等に掲載する。

(8) 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し（基本指針第三の六）

当計画については、毎年度実施に基づき評価する。

また、目標と大きくかけ離れた場合やその他必要がある場合には、見直すものとする。

(9) その他（基本指針第三の七）

特定健康診査等の円滑な実施を確保し、より実効性の高いものとするために関係機関と連携を図ることに努めることとする。

6 評価・見直し

本計画は、中間年度となる令和8年度に目的・目標の達成状況について評価する。

なお、事業の実施内容・方法・予算等については、各年度における事業計画作成時に目的・最終目標等を勘案して見直しを行う。